

友好姉妹都市の長野県松川町から ふるさと納税のご案内

蓮田市の友好姉妹都市としてご縁のある長野県松川町から、友好姉妹都市との交流を推進するため、また松川町の魅力をこれまで以上に知っていただく機会として、松川町を応援していただけるかたからのふるさと納税（ご寄附）をお待ちしております。

ご寄附をいただいたかたへは、りんご・梨・桃・ぶどう・干柿などの果物をはじめ、「くだもの里」松川町ならではの特産品をお送りさせていただきますので、ぜひこの機会にご検討ください。なお、お送りできる特産品の数に限りがある場合がありますのでお早めにお申し込みをお願いいたします。

松川町へのふるさと納税のお申込み方法は以下の2次元コードからご覧いただくか、問い合わせ先までご連絡ください。



◀松川町ホームページ

長野県松川町役場産業観光課観光振興係
☎0265-36-7027（平日 午前9時～午後5時）



4月1日(土)から蓮田市パートナーシップ宣誓 制度がスタートします！

蓮田市パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップであることを宣誓し、市がその意思を尊重し、宣誓証明書等の証明書類を交付する制度です。

この制度は、法的な効力は生じませんが、精神的な安心感や生きづらさの軽減など、自分らしく輝いて暮らせることを応援することを目的としています。



蓮田市啓発ロゴマーク

～宣誓を行うことができるか～

双方または一方が性的少数者(※)であるカップルが、次の全てに該当すること。

- (1)双方が成年に達していること。
- (2)双方が蓮田市内に住所を有している。もしくは1か月以内に蓮田市内への転入を予定していること。
- (3)双方に配偶者または他のパートナーシップの関係にあるかたがいないこと。
- (4)宣誓をしようとするかたどうしが近親者でないこと。

※性的指向の対象が異性のみではないかた及び性自認が出生時の性と異なるかた。

詳細は、市ホームページに掲載の「蓮田市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き」をご覧ください。

☎ 庶務課人権担当 (内線) 296